

八王子市スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱

平成22年4月1日 施行

平成27年4月1日 改正

(目的)

第1条 小・中学校の児童・生徒における不登校・いじめ対策として、不登校、発達障害、虐待、経済的な問題等、学校や家庭における保護者や生徒が抱えている課題に対して、福祉の専門的な視点から児童・生徒を取り巻く環境の改善について支援することを目的とする。

(スクールソーシャルワーカー)

第2条 スクールソーシャルワーカーは、教育支援課登校支援チーム（高尾山学園内）に配置する。

2 スクールソーシャルワーカーの職務は、以下のとおりである。

- (1) 教職員及び保護者等に対する相談及び情報提供等の支援に関すること。
- (2) 関係機関とのネットワークの構築及び連携等に関すること。
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築及び支援に関すること。
- (4) 教職員研修等への支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

3 スクールソーシャルワーカーは、非常勤職員とする。

4 教育委員会は、次に掲げる条件のいずれかを満たす者から選考の上、スクールソーシャルワーカーとして任用する。

- (1) 社会福祉士の資格を有する者
- (2) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (3) ソーシャルワーカーの経験のある者。

5 スクールソーシャルワーカーの任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

6 スクールソーシャルワーカーの勤務態様は、次のとおりとする。

- (1) 勤務日数は、週4日とする。
- (2) 勤務日については、所属長が定める。
- (3) 勤務時間は週29時間とし、勤務時間の割振りは勤務実態に応じて所属長が定める。

7 教育委員会は、スクールソーシャルワーカーが次の事項に該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により退職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないとき。
- (3) スクールソーシャルワーカーとしてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他教育委員会が必要と認めたとき。

8 スクールソーシャルワーカーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所属長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。その職務を退いた後も同様とする。
- (3) 八王子市の非常勤職員として信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。

9 スクールソーシャルワーカーに対する報酬及び費用弁償は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八王子市条例第29号）にもとづいて支給する。

10 スクールソーシャルワーカーの公務上の災害又は勤務による災害に対する補償は、八王子市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第23号）を適用する。

(スーパーバイザー)

第3条 本事業を実施するために、スクールソーシャルワーカーへの助言等を行うスーパーバイザーを置くことができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日に改正し、これを施行する。